

楽寿荘訪問介護事業所 運営規定

(事業の目的)

第一条 社会福祉法人楽寿会が開設する、楽寿荘訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問介護の事業の適正運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 1 事業所の訪問介護員等は、居宅生活者が要介護状態であっても可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を実施するよう努めるものとする。
2 居宅介護支援事業者ならびに老人介護支援センター等の地域の保健医療、福祉サービスと連携、協力し総合的な提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業所の名称及び所在地

1	名称	楽寿荘訪問介護事業所
2	所在地	いわき市四倉町上仁井田字横川74番地の1

(職員の職種、員数、および職務内容)

第四条 職員の職種・定数及び職務内容

1	管理者	1名	事業所全般を統括・管理する。
2	サービス提供責任者	1名以上	管理者を補佐し訪問介護業務に従事する。
3	訪問介護員	2名以上	訪問介護業務に従事する。
4	事務員	1名（兼務）	事務業務に従事する。

(営業日および営業時間)

第五条 営業日及び営業時間
日曜日から土曜日（年中無休） 8時30分から17時30分
必要に応じて対応できる態勢をとる。

(事業の内容及び利用料金等)

第六条 事業の内容及び利用料

1	訪問介護の内容	1 家事援助
		2 身体介護
		3 複合型介護
		4 家族介護者との相談及び連絡調整

- 2 利用料等
 - 1 利用料は厚生労働大臣の定める額の一割または二割
 - 2 法定代理受領分以外の料金は厚生労働大臣の定める額
 - 3 通常の実施地域を越える地域の交通費は実費とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第七条 通常の事業の実施地域

いわき市（平、草野地域・四倉町・久之浜町田之網地域）の各地域

（サービス利用に当たっての留意事項）

第八条 サービス利用に当たっての留意事項

訪問介護の提供開始に際し、利用申込者又はその家族に対し当該提供の開始について同意得ると共に当該提供について説明するものとする正当な理由なく訪問介護の提供を拒まない。

訪問介護員には身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

（緊急時における対応方法）

第九条 緊急時における対応方法

訪問介護員は訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師に連絡を行う等の処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他、運営に関する重要事項）

第十条 その他、運営に関する重要事項

- 1 訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者、保険、医療福祉等の各専門機関との連携に努めて適切なサービスの提供を実施する。
- 2 家族又は近隣者との連絡を密にして、コミュニケーションを心掛ける。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 楽寿会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
平成12年 6月 1日 一部改正
平成14年 10月 8日 一部改正
平成27年 4月 1日 一部改正
平成27年 8月 1日 一部改正

